

第 125 回定時株主総会

その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

<事業報告>

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況の概要

<連結計算書類>

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

<計算書類>

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

アイカ工業株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①新株予約権の数

188個

②目的となる株式の種類および数

普通株式 18,800株（新株予約権 1 個につき100株）

③保有状況

	名 称	株主総会 決議日	取締役会 決議日	行使価額	行 使 期 間	個 数	保有者数
取 締 役	第3回 新株予約権	2008年 6月24日	2009年 5月8日	1株につき 1円	2009年5月27日から 2029年5月26日まで	8 個	1 名
取 締 役	第4回 新株予約権	2009年 6月23日	2010年 4月30日	1株につき 1円	2010年5月19日から 2030年5月18日まで	20個	2 名
取 締 役	第5回 新株予約権	2010年 6月23日	2011年 4月28日	1株につき 1円	2011年5月17日から 2031年5月16日まで	38個	2 名
取 締 役	第6回 新株予約権	2011年 6月23日	2012年 4月27日	1株につき 1円	2012年5月16日から 2032年5月15日まで	70個	2 名
取 締 役	第7回 新株予約権	2012年 6月22日	2013年 4月30日	1株につき 1円	2013年5月17日から 2033年5月16日まで	52個	2 名

- (注) 1. 社外取締役の保有する新株予約権等はありません。
2. 当社は、2006年5月15日開催の取締役会において同年6月23日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。以降、2012年6月22日開催の第112回定時株主総会まで毎年、新株予約権を株式報酬型ストックオプション（取締役報酬額とは別枠で年額300万円以内）として取締役に付与することをご承認いただいております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はございません。

- (3) その他の新株予約権等の状況

2022年4月6日開催の取締役会決議に基づき発行した2027年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	1,800個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・普通株式 ・新株予約権の行使請求に係る社債の金額の総額を転換価額で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金

	による調整は行いません。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しません。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とします。 ・転換価額 3,278.1円
新株予約権の行使期間	2022年5月9日から2027年4月8日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。 ・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は監査等委員会設置会社であり、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保する。
- ②コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、取締役ならびに使用人が法令・定款および当社の经营理念を遵守するための行動規範「アイカグループ行動規範」を策定し、その行動規範に基づく具体的な行動基準を「アイカグループ社員の行動指針」にて定めている。それらを当社およびグループ全体の役職員に展開し、周知徹底を図る。
- ③「企業倫理委員会」において企業活動における法令遵守とそのために必要な施策の企画や立案を行い、取締役ならびに使用人への周知徹底を図る。
- ④品質（ISO9001）・環境（ISO14001）・労働安全衛生（ISO45001）マネジメントシステムを「三位一体の活動」として全社に展開し、各マネジメントシステムにおいて法令・法規制等の要求事項を遵守する。
- ⑤当社グループ全体で内部通報制度の自浄機能を発揮させ、早期に問題点の把握と解決を図る。
- ⑥内部監査を専門とする組織「内部監査室」およびコンプライアンス活動を推進する組織「法務部」が、当社グループ全体の内部統制活動、コンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。
- ⑦市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、弁護士、警察等の外部専門機関とも連携し組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に関する情報・文書は、社内規程および関連する文書管理マニュアルに基づき、適切な文書の保存ならびに管理体制を維持する。
- ②株主総会議事録は総務部が、取締役会議事録・経営会議議事録・経営推進会議議事

録・グループ代表者会議議事録・稟議書ならびに関連資料は経営企画部が、契約書ならびに関連資料などの重要文書類は法務部が、それぞれ保管・管理する。

③取締役、執行役員は、常時これらの文書等の閲覧または謄写ができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社グループは、不測の事態による損失の軽減を図るため、代表取締役 社長執行役員およびリスク管理を担当する組織の責任者が参加する「リスク評価会議」を設置している。グループ会社を含めた全社的なリスク調査を年に一度実施し、各社・各部門から報告されたリスクの発生可能性や影響度の大きさなどの妥当性をリスク評価会議で審議するとともに、各リスクに対する管理状況の確認を行っている。特定された重大なリスクは、取締役会での審議を経て有価証券報告書に「事業等のリスク」として公表している。

②取締役会・監査等委員会は、必要に応じ各種リスクについて審議し、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士等に意見を求めるなど対策を講じる。

③当社グループは、危機が発生した場合における報告ルールを策定、また、中央防災対策本部等を設置する等、迅速かつ適切な対応を行い、被害最小化を図るとともに、社外への適時適切な情報を発信する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、取締役会規則に基づき、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督することでコーポレートガバナンス強化を図る。

②執行役員制度を設け、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が執行役員を兼任する形をとり、執行機能において執行役員の職務分掌を明確化することで業務執行のスピードアップを図る。

③年度方針・年度目標は中期経営計画に基づき策定する。各部門はその目標達成に向けて目標と予算を策定し、併せて具体策を立案し実行する。

(5) 当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①企業集団としての企業行動指針を定め、コンプライアンスや理念の統一をめざし、子会社ごとに当社の取締役・執行役員等より責任担当を決め、事業を総括的に管理する。
 - ②当社は、子会社の経営内容を把握し、かつ業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項について当社（取締役会または代表取締役）の承認または当社への報告を求める。
 - ③当社は、グループ代表者会議を開催し、当社グループにおける業務執行の状況報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と適正な業務遂行を行う。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ①監査等委員会の職務を補助し、職務執行を支援するため、専属のスタッフを監査等委員会室に配置する。
監査等委員会の職務を補助し、職務執行を支援する使用人の人選、異動、処遇の変更においては、監査等委員会の事前の同意を得る。
 - ②監査等委員会の職務を補助し、職務執行を支援する使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に属する。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および当社子会社の取締役および監査役、ならびに当社および当社子会社の使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
 - ②当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、当社子会社の取締役および監査役、ならびに当社および当社子会社の使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき法令に反しない範囲で直ちに監査等委員会に報告する。その他、法定事項に加え、取締役との協議により決定する下記事項を報告する。
※内部統制システムの整備・運用に関わる件、子会社の監査役の監査状況、重要な会計方針、会計基準およびその変更、業績および業績見込の発表内容、重要な開

示書類の内容、稟議書および監査等委員から要求された会議議事録など。

③監査等委員会へ報告を行った者に対し、不利益が生じないことを確保する。

(8) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会の職務を執行する上で必要な費用は、請求に基づき会社が負担する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会は、会計監査人との意見交換ならびに内部監査部門等の協力・補助体制を確保する。

②代表取締役は、監査等委員会・会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を実施する。

③監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士、公認会計士等を活用する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社および当社グループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため「内部統制委員会」を設置し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、その内容を取締役会へ報告しております。また、調査結果で判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役の執務の執行について

当社は、監査等委員会設置会社であり、4名の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保しています。

また、執行役員制度を設け、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が執行役員を兼任する形をとり、執行機能において執行役員の職務分掌を明確化することで業務執行のスピードアップを図っております。

なお、当事業年度は取締役会を 14 回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスクマネジメント体制の構築について

当社は、不測の事態による損失の軽減を図るため、経営環境を取り巻く各種リスクを管理する部署を決め、必要な規程・ガイドラインを整備しており、代表取締役社長執行役員および当該部署が参加するリスク評価会議を設置し、子会社・部門から報告されたリスクの発生可能性や影響度の大きさなどの妥当性を審議した上で、定期的に取締役会において報告しております。

なお、危機管理については、「危機管理規程」、「地震防災規程」、「風水害防災規程」などを制定し、BCP発動に備え、定期的に訓練を行っております（当事業年度は、国内外のアイカグループ合計で 43 カ所）。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、従業員に対し、e ラーニングなどを活用し、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、国内外において内部通報制度を整備し、社内および社外に通報窓口を設置しております。当事業年度において発生した案件に関しましては、代表取締役社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会が速やかに調査し、取締役会、監査等委員会へ報告し、必要な対処をしております。

(4) 監査等委員会の職務の執行について

当事業年度において、監査等委員会を 14 回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等に関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査等委員は取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を行いました。

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月 31日 〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年 4月 1日 残高	9,891	8,545	127,725	△ 6,129	140,033
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 7,426		△ 7,426
親会社株主に帰属する当期純利益			16,896		16,896
自己株式の取得				△ 4,000	△ 4,000
自己株式の処分				13	13
株式給付信託による自己株式の処分				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 1,368			△ 1,368
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 1,368	9,470	△ 3,985	4,116
2025年 3月 31日 残高	9,891	7,177	137,195	△ 10,115	144,149

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
2024年 4月 1日 残高	7,999	3	13,470	280	21,753	19	14,736	176,543
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△ 7,426
親会社株主に帰属する当期純利益								16,896
自己株式の取得								△ 4,000
自己株式の処分								13
株式給付信託による自己株式の処分								0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△ 1,368
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 29	△ 8	7,494	12	7,469	—	1,594	9,063
連結会計年度中の変動額合計	△ 29	△ 8	7,494	12	7,469	—	1,594	13,180
2025年 3月 31日 残高	7,970	△ 5	20,965	292	29,223	19	16,331	189,723

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 : 51 社

主要な連結子会社の名称

(国内) アイカインテリア工業株式会社、アイカハリマ工業株式会社、
西東京ケミックス株式会社、アイカテック建材株式会社

(海外) アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社、
エバモア・ケミカル・インダストリー社、
アイカ・アジア・ラミネーツ・ホールディング社、
アイカ・ラミネーツ・インディア社、アイカ・ラミネーツ・ベトナム社、
ウィルソナート・タイ社、ウィルソナート上海社

当連結会計年度において連結子会社であるアイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社が新たに ADB シーラント社の株式を取得したことにより連結子会社に含めております。連結子会社であるウィルソナート・オーストラリア社及びエバモア・ケミカル・インダストリー社の連結子会社である利哲興(上海)貿易有限公司は当連結会計年度において清算したため連結子会社から除いております。

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 : 2 社

主要な非連結子会社の名称

崇広サービス株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 : 1 社

会社の名称

ダイネアパキスタン社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

崇広サービス株式会社

(関連会社)

マイカラミネート社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社であるダイネアパキスタン社の決算日は、連結決算日と異なっておりますが、同社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社ほか43社は12月末日が決算日であり、それぞれの決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

連結計算書類作成会社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。

ただし1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は見積耐用年数を使用した残存価額を零とする定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、連結計算書類作成会社及び国内連結子会社の自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(主として5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えて、連結会社間の債権、債務を相殺消去した後の債権を基礎として、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

連結計算書類作成会社及び国内連結子会社において、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、化成品事業及び建装建材事業の各製品の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、原則として製品が顧客により検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。また、代理人取引については純額で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、当連結会計年度末における年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として「投資その他の資産」に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。連結計算書類作成会社において発生した数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しているほか、在外連結子会社において発生した数理計算上の差異は、その発生時に費用処理しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約

b ヘッジ対象

外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建予定取引に関しては、為替予約を付し為替変動リスクをヘッジする方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については振当処理のみであるため、ヘッジ有効性は明らかであります。

(8) のれんの償却に関する事項

発生日以後5年間または8年間の定額法により償却しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本及びその他の包括利益に関連しており、かつ株主資本及びその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

のれん及び無形資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	2,175
その他(無形固定資産)	4,537
減損損失	542

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループの当連結会計年度末の連結貸借対照表においてのれん 2,175 百万円及びその他(無形固定資産) 4,537 百万円(合計 6,712 百万円)が計上されております。これらには、2019 年 12 月に Wilsonart LLC が保有するアジアの事業会社 4 社の株式及び持分取得取引において生じたのれん及び無形資産(顧客関連資産等)の他、2021 年 4 月のマレーシアのアイカアドテック社への出資において生じたもの等、複数の企業結合にかかるのれん及び無形資産(顧客関連資産等)が含まれております。

当社グループは、のれんの帳簿価額を分割し帰属させる事業の単位を法人各社としております。

のれん及び無形資産(顧客関連資産等)を計上する法人各社については、減損の兆候を識別し、減損損失の認識の判定を行った結果、減損が必要と判断された場合、または年次で実施される減損テストにおいて、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。なお、回収可能価額は主として使用価値によって算定しております。

また、当連結会計年度において(連結損益計算書に関する注記)減損損失に記載のとおり、アイカウィルソナート上海社ののれん及び無形資産(顧客関連資産)について減損損失 542 百万円を計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、各社の経営計画を基礎としており、各社の経営計画はその属する国の経済環境を踏まえたビジネスの見通しに基づき、販売数量、市場成長率及び原価率等の予測に一定の仮定をしております。また、割引率は加重平均資本コストを使用しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、経営計画との乖離が生じた場合、のれん及び無形資産の減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物及び土地

5,941 百万円

(2)担保に係る債務

短期借入金

1,813 百万円

その他流動負債

203 百万円

2.有形固定資産の減価償却累計額

113,742 百万円

(注) 上記減価償却累計額には減損損失累計額 2,924 百万円が含まれております。

3.受取手形裏書譲渡高

31 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
アイカウィルソナート上海社	化粧板生産設備	建物及び構築物	565
		機械装置及び運搬具	19
		工具、器具及び備品	142
		のれん	237
		無形固定資産（その他）※	451
		合計	1,417

※ 無形固定資産（その他）は顧客関連資産 304 百万円と借地権 147 百万円の合計となっております。

(1) 経緯及びグルーピングの方法

当社グループの減損会計適用にあたっての資産グルーピングは、原則として継続的に損益の把握を実施している管理会計上の単位であるカンパニー別に行っております。なお、連結子会社については、主に会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において当社の連結子会社であるアイカウィルソナート上海社において、事業環境の悪化により事業計画を見直した結果、同社ののれん等について、減損の兆候が認められ、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む固定資産の帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断されたため、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております

(2) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを 13.7%で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2024 年 4 月 1 日	増加	減少	2025 年 3 月 31 日
普通株式	67,590,664	—	—	67,590,664

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2024 年 4 月 1 日	増加	減少	2025 年 3 月 31 日
普通株式（注）	3,619,653	1,207,671	4,476	4,822,848

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託（J-ESOP）（当連結会計年度末 46,900 株）が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加 1,207,671 株は、取締役会の決意に基づく自己株式の取得 1,207,400 株及び単元未満株式の買取り 271 株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少 4,476 株は、株式給付信託（J-ESOP）の処分による減少 200 株及び譲渡制限付株式報酬としての処分による減少 4,276 株であります。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 18,800 株

4. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会（注）	普通株式	3,841 百万円	60 円	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年10月30日 取締役会（注）	普通株式	3,585 百万円	56 円	2024年9月30日	2024年12月3日

- （注）1 2024年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。
- 2 2024年10月30日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

5. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2025年6月24日開催予定の第125回定時株主総会において次のとおり付議します。

決 議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,397 百万円	70 円	2025年3月31日	2025年6月25日

- （注）2025年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、為替リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形、売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。また、長期借入金は、海外連結子会社において主に設備投資資金として調達したものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

なお、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次単位で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額863百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 関連会社株式	622	599	△22
② その他有価証券	25,361	25,361	—
(2) 転換社債型新株予約権付社債	(18,036)	(19,260)	△1,224
(3) 長期借入金(一年内返済予定含む)	(4,829)	(4,937)	△108
(4) デリバティブ取引	(12)	(12)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	17,644	—	—	17,644
債券	—	7,717	—	7,717
デリバティブ取引	—	(12)	—	(12)

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関連会社株式	599	—	—	599
転換社債型新株予約権付社債	—	(19,260)	—	(19,260)
長期借入金(一年内返済予定含む)	—	(4,937)	—	(4,937)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券（その他有価証券、関連会社株式）

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、取引金融機関が提示した時価情報の価格としており、市場の取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（一年内返済予定含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による借入の時価については、短期的に市場金利を反映しており、また、当社の信用状況は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利による借入の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計
	化成品	建装建材	
接着剤	95,896	—	95,896
建設樹脂	10,970	—	10,970
機能材料	17,966	—	17,966
メラミン化粧板	—	35,094	35,094
ボード フィルム等	—	12,469	12,469
セラルル	—	23,771	23,771
不燃建材	—	7,418	7,418
住機建材	—	31,354	31,354
その他	13,753	—	13,753
売上収益合計	138,587	110,109	248,696
顧客との契約から 生じる収益	138,587	110,109	248,696
外部顧客への売上高	138,587	110,109	248,696

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下の通りであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	21,576
受取手形	50,741
売掛金	
契約負債	583

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額 2,762 円 12 銭

2. 1 株当たり当期純利益 266 円 36 銭

(注)算定上の基礎

1. 1 株当たり純資産額

項 目	金額、株数
1 株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	189,723 百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	16,351 百万円
(うち新株予約権)	(19 百万円)
(うち非支配株主持分)	(16,331 百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	173,372 百万円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	62,767 千株

2. 1 株当たり当期純利益

項 目	金額、株数
1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	16,896 百万円
普通株主に帰属しない金額	— 百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	16,896 百万円
普通株式の期中平均株式数	63,434 千株

(注) 1 株当たり純資産額の算定上、期末の普通株式の数から控除する自己株式に、株式給付信託 (J-ESOP) に残存する当社株式 46,900 株を含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託 (J-ESOP) に残存する当社株式 46,933 株を含めております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2021 年 1 月 29 日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社及び当社グループ会社の経営層を中心とした従業員に対して自社の株式を交付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社および当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭 (以下「当社株式等」という。)を給付する仕組みです。

当社および当社グループ会社は、従業員に対し個人の職位等および当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、それぞれ 180 百万円及び 46,900 株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2025 年 5 月 1 日付の取締役会決議において、下記のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、「株主還元の重視」、「資本効率の向上」、「財務健全性の維持」のバランスを取りつつ、グループ資本配分を最適化し、企業価値の向上を目指す資本政策を掲げています。この中期経営計画「Value Creation 3000 & 300」においては、「機動的な自己株式取得」を掲げており、株主の皆さまへの利益還元の充実及び資本効率の向上を図るため、本自己株式取得の実施を決定いたしました。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,250,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 : 3.58%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 6,000 百万円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025 年 5 月 12 日 ~ 2025 年 12 月 30 日 |
| (5) 取得方法 | 株式会社東京証券取引所における市場買付け |

株主資本等変動計算書

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 (注)		
2024年4月1日残高	9,891	13,277	167	1,622	108,790	△ 6,129	127,621
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△ 7,426		△ 7,426
当期純利益					14,875		14,875
自己株式の取得						△ 4,000	△ 4,000
自己株式の処分						13	13
株式給付信託による自己株式の処分						0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	7,449	△ 3,985	3,463
2025年3月31日残高	9,891	13,277	167	1,622	116,240	△ 10,115	131,084

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
2024年4月1日残高	7,981	3	7,985	19	135,625
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 7,426
当期純利益					14,875
自己株式の取得					△ 4,000
自己株式の処分					13
株式給付信託による自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 27	△ 9	△ 36		△ 36
事業年度中の変動額合計	△ 27	△ 9	△ 36	-	3,426
2025年3月31日残高	7,954	△ 6	7,948	19	139,052

(注) その他利益剰余金の内訳

	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2024年4月1日残高	307	16,976	91,506	108,790
事業年度中の変動額				
圧縮積立金の取崩	△0		0	-
剰余金の配当			△ 7,426	△ 7,426
当期純利益			14,875	14,875
事業年度中の変動額合計	△0	-	7,449	7,449
2025年3月31日残高	307	16,976	98,956	116,240

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
 - (2)デリバティブの評価基準及び評価方法

方法	時価法
----	-----
 - (3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料 貯蔵品	移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） 最終仕入原価法による原価法
--------------------------	---
2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法を採用しております。 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づいております。
リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、化成品事業及び建装建材事業の各製品の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、原則として製品が顧客により検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。また、代理人取引については純額で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段
- b ヘッジ対象

為替予約
外貨建予定取引

(3)ヘッジ方針

外貨建予定取引に関しては、為替予約を付し為替変動リスクをヘッジする方針であります。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については振当処理のみであるため、ヘッジ有効性は明らかであります。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得税に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対応となった取引等が、損益に加えて、株主資本または、評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本または、評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

関係会社投融資等の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:百万円)

	当事業年度
関係会社株式	50,524
関係会社株式評価損	278
関係会社出資金	9,392
関係会社長期貸付金	4,700
上記に係る貸倒引当金	3,409

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①株式及び出資金の評価

当社の当事業年度末の貸借対照表において、関係会社株式 50,524 百万円及び関係会社出資金 9,392 百万円(合計 59,917 百万円。総資産の 32.0%)が計上されております。また、当事業年度において一部の関係会社株式について実質価額が著しく低下したことに伴い、関係会社株式評価損 278 百万円を計上しております。

関係会社株式及び関係会社出資金については、移動平均法による原価法によって取得原価を貸借対照表に計上し、関係会社株式及び関係会社出資金について財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額処理を行う必要があります。ただし、実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、事業年度末において相当の減額をしないことも認められております。

一部の関係会社株式及び関係会社出資金の取得価額には、それらののれん及び無形資産に表される超過収益力が反映されております。これらの株式の評価に使用する実質価額は一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各社の財務数値を基礎とし、これに各社の超過収益力を反映して算定しております。なお、当該超過収益力は各社の経営計画を基礎として算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、経済環境の著しい落ち込み、市場環境の著しい変化等により、当該超過収益力の算定の見直しが必要になった場合、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

②貸付金の評価

関係会社貸付金については、債務者の財政状態等に応じて回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

なお、財政状態が悪化（実質価額の著しい低下を含む）している一部の関係会社については、個別に回収可能性を検討し、当事業年度において関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金繰入額 362 百万円を計上しております。

関係会社の業績が著しく悪化し、将来にわたって事業が計画どおりに展開しないと判断された場合には、翌事業年度の計算書類において関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金の追加計上が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響をあたえる可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額	36,909 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,321 百万円
長期金銭債権	4,700 百万円
短期金銭債務	3,252 百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	
売上高	4,639 百万円
仕入高	29,561 百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,722 百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2024 年 4 月 1 日	増加	減少	2025 年 3 月 31 日
普通株式（注）	3,619,653	1,207,671	4,476	4,822,848

- （注） 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託（J-ESOP）（当事業年度末 46,900 株）が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加 1,207,671 株は、取締役会の決意に基づく自己株式の取得 1,207,400 株及び単元未満株式の買取り 271 株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少 4,476 株は、株式給付信託（J-ESOP）の処分による減少 200 株及び譲渡制限付株式報酬としての処分による減少 4,276 株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産	40 百万円
賞与引当金	664 百万円
未払事業税	180 百万円
貸倒引当金	1,074 百万円
関係会社株式評価損	348 百万円
その他	432 百万円
繰延税金資産合計	2,739 百万円

繰延税金負債

圧縮積立金	△ 120 百万円
土地時価評価差額	△ 145 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 3,225 百万円
その他	△ 218 百万円
繰延税金負債合計	△ 3,710 百万円
繰延税金負債の純額	△ 970 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アイカテック 建材株式会社	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任 1 人	資金の貸付 (注) 1 利息の受取 (注) 1	500 -	長期貸付金 (注) 2	4,700

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 アイカテック建材株式会社に対する資金の貸付については、再建計画中につき利息の受取については行っておりません。なお、担保は受け入れておりません。

(注) 2 当該子会社の長期貸付金に対し、当事業年度において貸倒引当金繰入額を 362 百万円計上しており、当事業年度末の引当金残高は 3,409 百万円であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	2,215 円 04 銭
2. 1 株当たり当期純利益	234 円 51 銭

(注)算定上の基礎

1. 1 株当たり純資産額

項 目	金額、株数
1 株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	139,052 百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	19 百万円
(うち新株予約権)	(19 百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	139,033 百万円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	62,767 千株

2. 1 株当たり当期純利益

項 目	金額、株数
1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	14,875 百万円
普通株主に帰属しない金額	－ 百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	14,875 百万円
普通株式の期中平均株式数	63,434 千株

(注) 1 株当たり純資産額の算定上、期末の普通株式の数から控除する自己株式に、株式給付信託 (J-ESOP) に残存する当社株式 46,900 株を含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託 (J-ESOP) に残存する当社株式 46,933 株を含めております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2021 年 1 月 29 日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社及び当社グループ会社の経営層を中心とした従業員に対して自社の株式を交付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社および当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭 (以下「当社株式等」という。)を給付する仕組みです。

当社および当社グループ会社は、従業員に対し個人の職位等および当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、それぞれ 180 百万円及び 46,900 株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月1日付の取締役会決議において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、「株主還元の重視」、「資本効率の向上」、「財務健全性の維持」のバランスを取りつつ、グループ資本配分を最適化し、企業価値の向上を目指す資本政策を掲げています。この中期経営計画「Value Creation 3000 & 300」においては、「機動的な自己株式取得」を掲げており、株主の皆さまへの利益還元の充実及び資本効率の向上を図るため、本自己株式取得の実施を決定いたしました。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,250,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 : 3.58%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 6,000 百万円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年5月12日～2025年12月30日 |
| (5) 取得方法 | 株式会社東京証券取引所における市場買付け |